**業務委託契約書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 甲 | （依頼者の住所・団体名・代表者名を記載して捺印してください。） | 印 |
| 乙 | イラストレーターの住所・ハンドルネーム・本名を記載（イラストレーター本人に記入、捺印してもらう。） | 印 |

以下のとおり契約を締結し、本契約締結の証として乙甲記名捺印のうえ各自保有する。

**第１条 （委託）**

１　本契約は、甲が乙に対して発注する、次項に定める委託業務について適用される契約であり、本契約に基づき、甲乙間で締結される委託業務に関する個別契約に適用される。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 契約締結日 | 契約を締結した年月日を記載。 |
| 1. 本業務 | お仕事の概要(タイトル)を記載。 |
| 1. 本業務の詳細 | お仕事の詳細を記載。 |
| 1. 支払条件 | 支払いをいつにするのか記載。  必要があれば源泉所得税についてや、銀行振込手数料はどちらが払うかも記載。 |
| 1. 契約期間 | 契約の期間を記載。（例：2023年6月3日から甲が乙に対する本報酬の支払いを完了したときまで） |
| 1. 使用媒体 | Webサイト、SNS、印刷物など使用するメディアを記載。 |
| 1. 本著作物の納品形式 | （例：  ・納品形式　：PSD・PNG  ・画像サイズ：3000px×3000px  ・解像度　　：350dpi  ・色調モード：RGBモード） |
| 1. 作品の公開 | 作品が実績として公開できる範囲を記載。  （例：以下の範囲で作品を公開することができる。  ・乙のポートフォリオ、Webサイト） |

２　乙は独立した営業者として本業務を甲から受託するものであり、甲乙間に何らの使用従属関係も存在しないことを確認する。

３　乙は、本業務の全部又は一部を、甲の事前の書面による承諾なくして第三者に再委託してはならない。

**第２条 （検品）**

１　甲は乙より納入がなされた成果物を表⑤の期限内に検査し、過誤その他の瑕疵があったときは、直ちに乙に通知するものとする。この場合の修正又は再制作の費用は甲or乙の負担とする。

２　甲は乙の本成果物の制作中の任意の判断で、乙に対し中間検査を求めることができるものとし、甲は、乙から中間検査を求められた場合、これに応じるものとする。

２ 本成果物が甲の審査に合格したときをもって引き渡し完了とし、本業務の完了とする。

**第３条 （保証及び責任範囲）**

１乙が甲に納品する納入物には、不良品や瑕疵がないことを甲に保証し、この保証は本著作物の納品日から１年間有効とする。

２ 納入物であるイラストが、甲の指定する仕様書に従ったものではなく、かつ、このことが乙の起因する原因によるときは、乙は、前項に基づく保証期間中は、乙の単独の費用と責任において、イラスト上の過誤の訂正・補修等を行う。

**第４条 （危険負担）**

本成果物の引き渡し以前に生じた本成果物の減失、毀損その他一切の損害は、甲の責に帰すべきものを覗いては乙の負担とする。

**第５条 （権利の帰属）**

１　本著作物の著作権は甲or乙に帰属する。甲が提出された作成指示書、テキスト原稿、画像等については、甲に帰属する。

２　制作途中に、制作案等の用途に使用して納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は甲or乙に帰属する。

３　乙は、甲及び甲から正当に権利を取得した者に対して、本件業務で作成した成果物について著作者人格権を行使しない。（行使してもいい場合はこの項目は削除してください。）

**第６条 （保証）**

１　乙は、甲に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

２　甲が成果物に関し第三者から知的財産権の侵害を理由に苦情又は請求を受けた場合には、甲は乙に対し、その旨を通知するものとする。乙は、甲が当該第三者に支払うべき損害賠償額及び弁護士費用を負担し、当該知的財産権の侵害問題の解決に向けて甲に協力する。

**第７条 （対価）**

甲は、乙に対し、イラスト作成業務の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、本報酬を支払う。

**第８条 （秘密保持）**

１　甲及び乙は、本件業務の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面若しくは電磁的方法による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。

２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用しない。

（１）開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

（２）既に公知となっている情報

（３）正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

（４）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報

**第９条（即時解除）**

乙及び甲は、以下の事由が生じた場合には、何らの通知、催告なくして本契約を解除することができる。①　本契約に定める条項に違反し、催告したにもかかわらず１４日以内に当該違反が是正されないとき

②　重大な過失又は背任行為があった場合

③　第三者より仮差押、差押、仮処分若しくは競売の申立てを受けた場合

④　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行った場合

⑤　解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をした場合

1. 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
2. 公租公課の滞納処分を受けた場合
3. その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

**第１０条（反社会勢力の排除）**

１　甲及び乙は、反社会的勢力に自己の名義を利用させ本契約を締結するものではないこと、並びに本契約の有効期間中、自己及び自己の役員その他実質的に経営に関与している者が、反社会的勢力でないことを保証する。

２　甲及び乙は、本契約に関し、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又は風説の流布、偽計若しくは威力を用いた信用毀損若しくは業務妨害その他これらに準ずる行為を行わないことを保証する。

**第１１条 （事故処理）**

　本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方連絡するとともに、乙甲協力してその解決処理にあたるものとする。

**第１２条 （不可抗力）**

　天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は乙および甲は共にその責を負わないものとする。

**第１３条 （協議）**

本契約に定めのない利用態様については、乙甲別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

**第１４条 （存続規定）**

本契約が終了した場合でも、第３条、第４条、第５条、第６条、第８条の各規定は有効に存続する。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、 各自その電磁的記録を保管する。（PDFなど電子版の契約書にしたい場合はこちらの文章を使ってください。）

本契約の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。（紙の契約書にしたい場合はこちらの文章を使ってください。）

---------------以下より先は編集時に消して下さい---------------

【依頼者向け】イラスト契約書テンプレート制作…麦田このみ / 『ゆるごのみ』

参照元URL…[https://yurugonomi.com/illustrator-contract /](https://yurugonomi.com/illustrator-contract%20/)

Ver1.0.1